

にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

こうれい^{しやう} 高齢や障がいのために、^{にちじょうせいいかつ} 日常生活の^{はんだん} 判断に^{ふあん} 不安のある方が、
^{ちいき} 地域で^{あんしん} 安心して^く 暮らせるように^{てつだ} お手伝いします。

しえんないよう 支援内容

ふくし^{りようしえん} ◎ 福祉サービスの利用支援



ふくし^{じょうほうていきやう} 福祉サービスの情報提供や^{りようてつづ} 利用手続きの^{えんじよ} 援助

ふくし^{りようりやう} 福祉サービスの利用料の^{しはら} 支払い^{えんじよ} 援助

ふくし^{かん} 福祉サービスに関する^{くじょうかいけつせいど} 苦情解決制度を^{りよう} 利用する^{てつづ} 手続きの^{えんじよ} 援助

にちじょう^{おかね}^{かんり} ◎ 日常のお金の管理

せいかつひ^{ぎんこう} 生活費を銀行から^{はら} 払い戻す^{もど} お手伝いや^{てつだ} 使い方の^{つか} アドバイス^{かた}

こうきやうりやうきん^{ぜいきん} 公共料金や税金、^{びやういんだい} 病院代などの^{しはら} 支払いの^{えんじよ} 援助



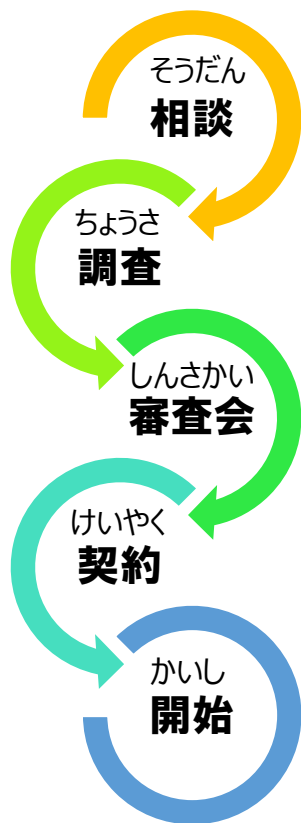
りよう^{かた} 利用できる方

にんちしやうこうれいしや^{ちてきしやう} 認知症高齢者、知的障がい・^{せいしんしやう} 精神障がいのある方で、^{かた} 判断能力が^{はんだんのうりよく} 不十分^{ふじゅうぶん}

なため、^{にちじょうせいいかつ} 日常生活を送るうえで^{おく} 支障がある方^{ししやう} ^{かた}

・この^{じぎやう} 事業を^{りかい} 理解し、^{けいやく} 契約^{かた} できる方

りょう なが 利用の流れ



ふくし しょうだん
◎福祉あんしんセンターへ相談

せんもんいん ほうもん りょう い し かくにん めんせつちょうさ
◎専門員が訪問し、利用意思の確認と面接調査

けいやくていつしんさかい ながさきけんしゃかいふくしきょうぎかい
◎契約締結審査会（長崎県社会福祉協議会）
りょう か ひ しんさ
利用可否について審査

えんじょ ないよう さだ し えんけいかくしょ さくせい
◎援助する内容を定めた支援計画書を作成

けいやく もと りょうかいし
◎契約に基づいて利用開始

りょうりょうきん 利用料金

1, 200円（1回）+交通費実費分

せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ じ こ ふたん
※生活保護受給者は、自己負担なし

しょうだん は、わりょう です。かぞく など、ほんにん 以外の方からの相談もお受けしています。

ひみつ まも たんとう せんもんいん がくわ はなし
秘密は守ります。担当の「専門員」が詳しくお話をさせていただきます。

ふくし
福祉あんしんセンターとぎつ (ときつちょうしゃかいふくしきょうぎかい)
(時津町社会福祉協議会)

じゅう しょ にしそのぎぐんとぎつちょうさそごう ばんち とぎつちょう そうごうふくし ない
住所：西彼杵郡時津町左底郷367番地（時津町総合福祉センター 内）

でん わ ごぜん ごご どにちしゅくじつ やす
電話：095-882-0777（午前9時～午後5時）※土日祝日は休み